

相続・事業承継  
ナビゲーターを  
訪ねる

お客様がどこにお住まいでも、安心してご相談いただける体制を目指しています

岡山編 楠本 俊憲氏 株式会社楠本ライフプランニング 代表取締役  
～家族の絆を深める「生前贈与プラン」は相続対策の王道です～



弊社石野が代表理事を務める一般社団法人相続・事業承継コンサルティング協会。北海道から沖縄まで全国の協会員が相続や事業承継問題を抱えている方々の「ナビゲーター」として日々奮闘しております。本コーナーでは、お客様から信頼を得て活動している相続・事業承継ナビゲーターをご紹介します。



『相続』で本当に大切なことは何でしょうか？私は今の保険の仕事を始めてから、ずっと考え

その性質はまったく異なります。贈与は「善意で行われ」、相続は「権利により受け取る」ということです。

2000年に初めて生前贈与プランを実行したお客様のお話しです。70代の祖父から22歳のお孫さんへの贈与でした。お孫さんが自分で自分に掛ける円建ての終身保険でした。「これは将来20年、30年後に何か新しい仕事、資格取得、留学等の挑戦またはピンチになった時に表に出てきて、きっと助けてくれ、役に立ってくれるものです。」と伝えました。

そして契約時には、「将来使いたい時に、もし万一おじいちゃんがすでに他界されていたら、手を合わせて『使わせてもらいます。』の気持ちで使ってください。」と伝えていました。

時は過ぎて16年後。「おじいちゃんのお墓参りをしてきたので、保険の一部解約の手続きをしてほしい」との電話をもらいました。私は電話を持ったまま、感動して思わず泣いてしまいました。これが「相(すがた)を続けること」だとお客様から教えられた「真実の瞬間」でした。

生前贈与の仕組みを作ることで、お客様の家族の絆を深めるお手伝いができる。そして、時間をかけて家族の信頼感の確認ができ、また相続税の軽減も図れます。協会のコンセプトである「お客様に寄り添う」、そしてその先も寄り添い続ける存在であり続けたいと思います。



後継者の息子 浩司(左)と一緒に商談中



中四国勉強会にて

続けてきました。「ご先祖から祖父母、父母の代まで伝わってきた想いや願いを受け継いで実現できるように努力し続けることではないだろうか」と。

そして、『相続とは…相(すがた)を続けること』という言葉に気付きました。自分から見て先祖50年から直接影響を受け、未来50年には直接影響を与えることができます。その繰り返して世の中は成り立っているのではないのでしょうか。私たちは家系図の一コマを担っているのです。タスキを受けて次に渡す役です。

好きな古典の言葉で「一代の積徳(せきとく)は三代をうるおす。」というのがあります。おじいさんおばあさんの積んだ徳の高い行いは、孫、ひ孫の代までを繁栄させてくれるということです。私は、先祖代々日本人の家族が助け合う姿を信じています。将来孫やひ孫が遊びに来る未来図を想像していただきたいと思います。

協会で多くの仲間と一緒に学んでいて、相続の問題の多くは保険で解決できると気付きました。相続の問題を解決したいから、私達協会員は保険を深掘りして探究し続けているのです。

生前贈与における心の動きを探ってみましょう。

●贈与の「ありがとう」は感謝の言葉。自然と手のひらは上に向きます。

●相続発生後は、「もらって当たり前」。手のひらは下に向けて権利を掴みにいきます。

贈与と相続は、財産が移転するという点は同じですが、

～相続・事業承継のファイナンシャル・コンサルティング会社がお届けする情報誌～

# LIFE NAVI

キーストーン  
ライフナビ通信

2021年  
新春号



## 76年で『時代』はまわる

いつもとは違った風景となっている今年のお正月。人混みでにぎわう初詣の風景。実家で過ごす親・子・孫、そしてひ孫まで集う年に一度の団欒の風景。例年なら帰省や旅行などで大混雑となっているはずの全国の主要駅や空港での風景。今年は、静かに、そしてゆっくりとご自宅で新年を迎えられた方も多いのではないのでしょうか。

明治維新で江戸から明治に時代が変わったのが1869年。そして、焼け野原から昭和の復興を果たすことになる第二次世界大戦の終戦が1945年。その間の76年で『時代』は大きく変わりました。

そして、今年2021年は、昭和の終戦の年から76年を迎えます。そう考えると、今年は『時代』の節目を迎える年と言えるかも知れません。

76年といえば、親の代から子の世代、そして孫・ひ孫の世代にバトンを引き継ぐくらいの期間にもあたります。

「まわるまわるよ、時代はまわる。喜び悲しみくり返し。」

中島みゆきさんの歌詞の一節のように、あらためてこれまでの人生を振り返り、来るべき新しい時代の生き方について、考えてみるのもいいかも知れません。

今年もみなさまにとって、幸多き年となりますよう社員一同心より祈念申し上げます。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



株式会社キーストーンFPコンサルタンツ 代表取締役 石野 毅



## リモートワークがもたらしたもの

～たくさんのご応募ありがとうございました～

昨年末に実施した「2020年の初体験!」キャンペーン。多かったのはやはり「在宅勤務」にまつわるあれこれ。「通勤時間がなくなり、余裕ができた」という喜びの声があがる一方で、平日を静かに過ごしていた方々からは「1日じゅう食事の支度に追われた…」という声も。しかし、「主人が手伝ってくれた」「工夫次第で時間短縮できることを発見」「大皿料理が得意になった」という見事な前向きへの切替え! おじいちゃんおばあちゃんからは「孫の面倒を見ることになり、色んな体験をさせています」との声も多くいただき、「大変」と言いつつ楽しんでいる様子が伝わってきました。

「友人4人とLINEでカルタを作り、冊子にまとめた」「オンライン診療で、初めての病院ツケ払い」「家族総出で45ℓのゴミ袋30袋の断捨離」等など、出来事も受け止め方も十人十色だと改めて感じました。

ご夫婦ともに大きな手術を受けられた方からは「2人とも心が折れそうな日々でしたが、希望を捨てないと誓って毎日を送ることで、病気と前向きに戦うことができました」と力強い筆跡の応募用紙が届き、むしろ私のほうが力をいただきました。

ご了承いただいた方のメッセージは1月下旬に弊社ホームページでご紹介させていただく予定です。まだまだ「前向きに」という言葉がしんどいという方もいらっしゃると思います。皆様にとって令和3年が楽しく幸せな年でありますように。ただそれだけを心から願っております。(文責:野田)



## お客様紹介

# 株式会社ワイ・イー・シー 仁部浩一様・仁部泰様

～デジタル時代の教育現場を縁の下で支える会社～“スイッチバック(SB)充電システム”



左から仁部浩一会長、江上、仁部泰社長

情報化社会に向けた文部科学省の「GIGAスクール構想」をご存じでしょうか?今年から全国小中学校で電子黒板、書画カメラ等ICT機器の他、生徒1人に1台、端末(タブレット)が用意されて教室には「充電保管庫」が設置されていきます。全国約48万教室で毎日20～40台の端末充電が行われるので、過大な電力負荷や授業中ブレーカーが落ちる、端末充電が切れる、過放電や過充電によるリチウムイオン電池劣化に伴う想定外の交換費用等が心配されています。今回ご紹介するのは、そうした心配を全て解決する“スイッチバック(SB)充電システム”を開発した株式会社ワイ・イー・シーの仁部浩一会長と後継社長の仁部泰様です。

### ー今期30周年おめでとうございます。

(会長)当社は30年前にNECの設備機器専門メーカーの技術部門から独立しました。HDDを大量に高速コピーする技術開発に国内で初めて成功し、PCメーカー・官公庁・金融機関向けに、壊れたHDDのデータ復旧やコピー、大切なデータを完全消去するサービス、機材提供を行ってきました。

(社長)最近では情報漏洩から企業を守るための証拠保全や、初動調査をはじめ警察からの依頼も増えています。

### ーどうしてスイッチバック(SB)充電システムを開発しようと思ったのですか?

(会長)お客様の様々なご要望に応える中で、いずれは1人1台端末を持ち歩く時代の到来を予見していました。社会のデジタル化が進めば、皆が電池を持ち歩くようになるので、複数の端末充電を効率よく行える仕組みがいずれ必要になるのではないかと。雄川監査役(NEC時代に世界初の家庭用FAXを開発された方)も同じ事を考えており、7年前からモノ作りが大好きな2人で“こっそり”開発してきました。



台湾工場で組み立てています



生徒さんが直ぐに使えるよう端末環境を整えています

(社長)スイッチバック(SB)機能付の充電保管庫では、教室のブレーカー許容範囲内で全端末の充電状況を確認し、充電が完了した端末から充電されていない端末へ自動切替(スイッチバック)します。充電のバラツキが無くなり、時間も短縮されるので電池寿命も長期化します。生徒さんの学習環境や省エネを考へてSBを選んで下さった学校教育委員会の優しさに感謝したいですね。



公立小中学校に設置される充電保管庫。生徒44人分の端末を充電します。

### ー弊社はどのようにお役に立つことが出来るでしょうか?

(会長)江上さんとの最初の出会いはGIGAスクール充電保管庫の資金調達相談でした。銀行に提出する事業計画や資金繰表を作成頂き助かりました。無事資金調達出来た後も毎月の資金状況や在庫状況を確認・アドバイス頂き、助かってます。

(社長)後継社長としてこれまで培ってきた良い風土や習慣は継続しながら、今の時代に合ったものをバランス良く取り入れた経営が出来ればと考えております。作成頂いた資料は会社のヒト・モノ・カネを社外に説明するだけでなく、営業・生産・管理など社内での相互理解にも役立つと思います。売上拡大した今、タイムリーな状況把握は企業の安定成長に欠かせません。江上さんの銀行や企業財務での経験を、最大限活用させていただきます。

## 教えて先生!

# 第9回:相続税調査と名義預金

～愛和税理士法人 代表税理士 岡田隆先生～



### ◆相続税課税対象者のうち調査は5人に1人 誤り指摘は9割弱!

税務調査は調査官と担当税理士同席のもと、面談。質疑応答を繰り返し、相続税の計算に誤りがないか確認する、という任意調査になります。任意とはありますが、基本的には断ることはできません。税務調査が行われると誤りを指摘され、「追加納税が必要となる」ケースが殆どです。指摘される財産の種類は下記のとおりで、現預金と有価証券をあわせた金融資産だけで約5割となっています。

- 1位 現預金 (36.5%)
- 2位 土地 (12.2%)
- 3位 有価証券 (11.2%)



### ◆非常にやっかいな「名義預金」

上記にある現預金の中でも圧倒的に指摘が多いのが「名義預金」です。例えば、「専業主婦の奥様が生活費の余剰分を貯金していた預金(いわゆる、へそくり)」や「被相続人(=相続される人)が管理していたお子さん・お孫さん名義の預金」が該当します。「名義預金」は、被相続人の相続財産に加えて申告する必要があります。「名義預金」となるかどうかを判断するポイントは下記のとおりです。

- ① その預金(奥様、お子様・お孫さん名義の預金)の資金源はなにか。
- ② その預金の管理・運用は誰が行っているか。
- ③ 生前贈与はされているのか。

### (1) 奥様名義の預金について

①は被相続人、②は奥様、③はなし、というケースが多いと思いますが、これは「名義預金」に該当します。また、③を口約束(贈与税の申告はなしで、時効が過ぎている)という場合も「名義預金」に該当してしまいます。従って、③については必ず贈与契約書を作成するようにし、②については、「被相続人が運用していた」という事実がないようにしましょう。

例えば、「被相続人が奥様名義の通帳にお金を入金し、その後被相続人名義の証券口座等へ入金するというようなことはしない」等です。

### (2) お子様・お孫さん名義の預金について

①②は被相続人、③はなし(又はあり)というケースが多いと思いますが、こちらもやはり「名義預金」に該当します。渡すと使ってしまうから等の理由で通帳・印鑑ともに被相続人が管理されていると、「名義預金ではない」という主張はできません。「名義預金」に該当させないようにするためには、通帳・印鑑ともにお子さん・お孫さんご本人に管理させるようにしましょう。

税務署は被相続人だけではなく、配偶者・子・孫等の親族の預金口座も数年間に亘り事前に入念にチェックしています。

### ◆調査当日はどんなことがあるのか?

基本はご自宅で、調査官からの質問(被相続人・相続人の取引のある金融機関など)や書類確認(不動産関係の購入時書類など)が行われ、約1日程度で終了します。

税務調査を必要以上に恐れる必要はありません。事前準備をしっかり行えば、追加納税無しで税務調査を乗り切ることも十分可能です。

### コロナ禍の調査事情

昨今のコロナ禍においては、感染対策がしっかりとられていない等の理由があれば断ることもできるようです。ただ、感染拡大が落ち着いた頃に再度調査の打診があると思われます。

